

4月24日(日) マイナンバーカードを受け取れる 臨時交付窓口を開設

マイナンバーカードの申請が済み、交付通知書が届いている方は、マイナンバーカードを受け取りたい方は、当日、カードの受け取り以外の手続きはできません。

※マイナンバーカードを受け取っていない方には、勸奨通知書を送付していただきます。取り置き期限が過ぎたカードは、廃棄する場合があります。保管状況は、問合せ先へご確認ください。

とき 4月24日(日) 午前9時～午後4時
ところ 市民課(市役所1階)
定員 百8人
申込み 4月21日(木)の正午までに、問合せ先へ(先着順)
※小平市マイナンバーカード交付窓

国民健康保険税 年金からの引き落とし

国民健康保険の加入者全員が65歳以上の世帯は、原則、国民健康保険税は年金からの引き落とし(年金特別徴収)になります。

現在、年金特別徴収で国民健康保険税を納めている方は、令和4年2月時と同額を、令和4年4月・6月・8月の年金から引き落としします。年金特別徴収の方も、申し込むと、納付方法を口座振替に変更できます。

※年金特別徴収の条件に当てはまらない場合は、年度途中でも納付書または口座振替による納付方法に切り替わります。

後期高齢者医療制度 自己負担割合が変更

令和4年10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負

口予約システム(下図QRコード)からも申し込みます。
問合せ 小平市マイナンバーコールセンター ☎042(346)9841



市内の公共施設で マイナンバーカードの 交付申請をサポート

地域の公共施設で、マイナンバーカード申請のサポートをします。申請書の記入方法の説明やマイナンバーカード用の写真撮影、申請書の受け付けまでを行います。当日の持ち物など、詳しくは小平市ホームページをご覧ください。

※写真撮影費や申請書の郵送料はかかりません。
日程 4月21日(木) 小川西町中宿地域センター
4月28日(木) 御幸地域センター

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	自己負担割合	区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
		一定以上の所得のある方	2割
一般所得者	1割	一般所得者	1割

担割合が、一部変更になります。現行の1割または3割に、新たに2割が追加され、3区分となります(左表参照)。一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(3割負担)を除き、自己負担が2割になります。

※変更後の自己負担割合は、8月下旬ごろから判定が可能になるため、「自分は2割負担になるのか」などのお問い合わせには回答できません。

※9月下旬に、被保険者証の発送を予定しています。

問合せ 後期高齢者医療の窓口負担割合に関する厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719(日曜日、祝日を除く、午前9時～午後6時)

▽東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

▽保険年金課 ☎042(346)9538

▽5月12日(木) 学園西町地域センター
▽5月19日(木) 小川東町地域センター
▽5月26日(木) 天神地域センター

※いずれも午前10時から正午まで、午後1時から4時まで。

定員 各30人
申込み 実施日の2日前(土曜日を除く)の正午までに、電話で問合せ先へ(先着順)

問合せ 小平市マイナンバーコールセンター ☎042(346)9841

クレジットカード納付 サイトが変更

ヤフー公金支払いを利用した市税などのクレジットカード納付は、3月30日で終了します。4月1日から、Freee公金支払いを利用した納付をお願いします。ペイジーマークのある納付書のうち、納付可

能な費目は、次のとおりです。
▽高齢者住宅使用料、市障害者福祉施設利用者費用徴収金
▽緊急一時保育利用負担金、病児・病後児保育利用負担金、一時預かり利用負担金、市立保育園延長保育利用負担金(日額利用)、市立保育園副食費
▽市民菜園管理費
▽市民園管理費
※納付金額に応じた手数料がかかります。

問合せ 会計課 ☎042(346)9563

固定資産税 縦覧・閲覧制度の 活用

令和4年度の固定資産の評価額、税額などの確認に、縦覧・閲覧制度をご利用ください。

◆縦覧帳簿の縦覧
ほかの土地や家屋と評価額を比較できます。

申込み 4月1日(金)から11日(月)までに、1月～3月分の領収書と印鑑、決定通知書兼受給者カードを持参のうえ、障がい者支援課健康福祉事務センター1階、東部・西部出張所へ

問合せ 障がい者支援課 ☎042(346)9540、FAX ☎042(346)9541

対象 令和4年1月1日現在、市内の固定資産税の課税対象となる土地・家屋の所有者またはその関係者

※関係者とは、所有者と同一世帯の親族、納税管理人などです。
持ち物 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、委任状(代理人の場合)

※相続人の方は、お問い合わせください。

◆課税台帳の閲覧
自己の資産や借地・借家の評価額などを確認できます。

対象 市内の土地・家屋・償却資産の所有者またはその関係者
市内の土地・家屋を有料で借りている方

※関係者とは、所有者と同一世帯の親族、納税管理人などです。

持ち物 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、委任状(代理人の場合)

※相続人の方は、お問い合わせください。

福祉タクシー
利用券を交付

福祉タクシー利用料金の補助を受けている方に、令和4年度分を交付します。

とき 3月24日(木)から

ところ 障がい者支援課(健康福祉事務センター1階)、東部・西部出張所

持ち物 印鑑、身体障害者手帳または愛の手帳
※券の色は、4月1日からサーモン色に変わります。
※うぐいす色の令和3年度分が使えるのは、3月31日までです。

審議会などの日程

傍聴する方は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。また、自宅で検温し、体調不良の方は傍聴をお控えください。会議録は後日、市政資料コーナー(市役所1階)、小平市ホームページでご覧になれます。

解体工事・リフォーム工事を
発注する方
アスベストの事前調査を

建築時期・規模・用途を問わず、すべての建物(建築物・工作物)の解体・リフォーム(改造・補修)工事を行うときは、事前にアスベスト含有建材の有無を調査する必要があります。

また、令和4年4月1日以降に着工する、一定の規模以上の工事の事前調査結果は、自治体への報告が必要になります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

※事前調査は、建物の解体・リフォーム工事を行う元請負業者または自主施行者が行います。

問合せ 東京都 アスベスト環境政策課 ☎042(346)9536

公民館運営審議会
とき 4月12日(火) 午後2時から

ところ 中央公民館

定員 5人

申込み 当日、午後1時50分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選)

問合せ 中央公民館 ☎042(341)0861

◆国民健康保険運営協議会
とき 4月13日(水) 午後1時15分から

ところ 市役所3階301会議室

定員 2人

申込み 当日、会場へ(先着順)

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

市税の納期内納付に
ご協力を

市税は行政サービスの提供に使われる貴重な財源です。市税の納期内納付にご協力をお願いします。

納期限を過ぎると、ゆうちょ銀行・郵便局での納付、クレジットカードによる納付ができなくなります。また、コンビニエンスストアとスマートフォンアプリでは、納期限の翌日から35日を過ぎると納付ができなくなります。詳しくは庁舎北側) ※来庁の際は、納税通知書をお持ちください。
※夜間納付窓口では、納税証明書の発行はできません。
問合せ 収納課 ☎042(346)9526